利用料金について

※　１単位：10,68円の場合（東灘区は、10,54円）　2023.4~

《基本サービス費》、《加算項目》を足した金額と《減算項目》を引いた金額が介護保険の利用料金となっております。

◇　要介護者の利用料金

《基本サービス費》

介護度	要介護度　1			要介護度　2			要介護度　3			要介護度　4			要介護度　5		
料金	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
7時間以上8時間未満	700 円	1,399 円	2,099 円	826 円	1,651 円	2,477 円	957 円	1,914 円	2,871 円	1,088 円	2,175 円	3,262 円	1,220 円	2,440 円	3,659 円
6時間以上7時間未満	621 円	1,241 円	1,862 円	733 円	1,466 円	2,198 円	846 円	1,692 円	2,538 円	958 円	1,916 円	2,874 円	1,072 円	2,143 円	3,214 円
5時間以上6時間未満	606 円	1,211 円	1,817 円	716 円	1,431 円	2,147 円	826 円	1,651 円	2,477 円	936 円	1,871 円	2,807 円	1,046 円	2,091 円	3,137 円

《加算項目》

加算名	料金			内容
	1割	2割	3割	
入浴介助加算 Ⅱ　（日）	59 円	118 円	177 円	自宅にて入浴が困難で、計画を作成し入浴介助を行った場合
個別機能訓練加算　Ⅰ　ロ　（日）	91 円	182 円	273 円	主に生活機能の向上を目指して機能訓練計画を作成し、実施している場合（機能訓練員2人体制時）
個別機能訓練加算　Ⅱ（月）	22 円	43 円	64 円	主に生活機能の向上を目指して機能訓練計画を作成し、実施している場合（国と連携）
ADL等維持加算Ⅰ（月）	32 円	64 円	96 円	ADL維持に取り組み、一定の基準を満たす場合
介護サービス提供体制加算　Ⅱ	20 円	39 円	58 円	介護職員の総数のうち介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が50%以上になる場合
介護職員処遇改善加算　Ⅰ	1ヶ月の総単位数に5.9%をかけた単位数			介護職員の賃金の改善等を実施している場合
介護職員特定処遇改善加算　Ⅰ	1ヶ月の総単位数に1.2%をかけた単位数			介護職員の賃金の改善等を実施している場合
ベースアップ等支援加算	1ヶ月の総単位数に1.1%をかけた単位数			介護職員の賃金の改善等を実施している場合

※個別機能訓練加算Ⅰイ（日）算定日（機能訓練員1人体制時）は60円（1割）

※入浴介助加算・個別機能訓練加算については、サービスを提供していない場合には加算はつきません。

《減算項目》

加算名	料金			内容
	1割	2割	3割	
送迎減算	-51 円	-101 円	-151 円	送迎を行わない場合（片道）

利用料金について

※　１単位：10,68円の場合（東灘区は、10,54円）　2022.10~

《基本サービス費》、《加算項目》を足した金額が利用料金となっております。

◇　総合事業利用者の利用料金

《基本サービス費》

介護度	週１回程度			週２回程度		
料金	1割	2割	3割	1割	2割	3割
	1,786 円	3,572 円	5,357 円	3,662 円	7,323 円	10,984 円

※月額の料金となっております。

※月の途中での契約日、ショートステイの利用、月の途中での介護度の変更などの場合は日割りでの算定になります。

《加算項目》

加算名	料金			内容
	1割	2割	3割	
運動器機能向上加算	241 円	481 円	721 円	運動器の機能向上を目的として、機能訓練を実施している場合
介護サービス提供体制加算 Ⅱ（支援1）	77 円	154 円	231 円	介護職員の総数のうち介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が50%以上になる場合
介護サービス提供体制加算Ⅱ（支援2）	154 円	308 円	462 円	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の総単位数に 5,9%をかけた単位数			介護職員の賃金の改善等を実施している場合